#### S 0 P I P

ておきたい日常生活に係る税制改正内容に 中でも、ライフプランに取り組むために知っ すが、今から理解しておくことは大切です。 成立されました。今回の改正は、平成26年 ついてご説明します 4月から始まる消費税率引き上げへの対応 定され、3月29日に法律案が国会で可決・ 平成25年1月29日に税制の改正が閣議決 所得格差の是正などに重点がおかれて 大部分は来年以降の施行となりま

# (1) 所得税

の場合は、現行どおりです。 の税率が設けられます。4000万円以下 が4000万円超の場合には、 平成27年分の所得より、 「最高税率の引き上げ」(平成27年1月から) 課税対象所得額 新たに45

#### 2 贈与税

# 「税率の変更」(平成27年1月から)

に変更されます。 課税価格に対する税率・控除額は大幅 なお、 従来からの年間

目的で、

信託銀行などの金融機関に金銭を

親や祖父母が子や孫の教育資金に充てる 度」(平成25年4月から27年12月末まで) 「子や孫に対する教育資金贈与の非課税制

照)。 価格が3000万円超の場合には、 55%にアップされることになります (表1参 は継続されます。また、基礎控除後の課税 110万円までの非課税 (基礎控除) 税率は

# の対象拡大 (平成27年1月から) 「相続時精算課税制度 (2500万円)]

歳以上の親から、60歳以上の親と祖父母(追 以下の場合には非課税となる良い制度です。 額が相続税の基礎控除 改めて相続税の精算を行うもので、 税がかからず、贈与者が亡くなった時に、 までの贈与であれば、贈与の時点では贈与 (追加) まで、拡大されます。 改正後は、 まで、受贈者の範囲も20歳以上の子と孫 続時精算課税制度は、2500万円 贈与者および年齢が現行の65 (後述・表4参照 遺産総

#### 贈与税 税率の変更 表1

信託した場合、子や孫1人につき1500

■現在		
基礎控除後の 課税価格	税率	控除
200万円以下	10%	_
300万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円
600万円以下	30%	65万円
1000万円以下	40%	125万円
1000万円超	50%	225万円

#### ■平成27年1月から(右記以外)

■平成20年1月から(石記以外)			
基礎控除後の 課税価格	税率	控除	
200万円以下	10%	_	
300万円以下	15%	10万円	
400万円以下	20%	25万円	
600万円以下	30%	65万円	
1000万円以下	40%	125万円	
1500万円以下	45%	175万円	
3000万円以下	50%	250万円	
3000万円超	55%	400万円	

#### ■平成27年1月から(20歳以上の者が

父母・祖父母から贈与を受げる場合)			
基礎控除後の 課税価格	税率	控除	
200万円以下	10%	_	
400万円以下	15%	10万円	
600万円以下	20%	30万円	
1000万円以下	30%	90万円	
1500万円以下	40%	190万円	
3000万円以下	45%	265万円	
4500万円以下	50%	415万円	
4500万円超	55%	640万円	

#### 税率の計算式 表2

税の軽減措置も盛り込まれています。

「税率の変更」(平成27年1月から)

大や「小規模宅地特例の拡充」など、相続

一方、「相続時精算課税制度」の対象拡

所得税率が 10%の場合、 復興特別所得税を上乗せした 合計税率は?

増税の方向で税率構造が見直されました。

税率のアップ、基礎控除額の縮小など

(4) 相続税



合計税率は 10.21%

計算式

 $10\% \times \left(1 + \frac{2.1}{100}\right) = 10.21\%$ 



とにかかる費用が対象となります。

(3) 復興関連税

されました。 されました。それに伴い復興関連税が創設 の復興のための施策を実施するために必要 な財源の確保に関する特別措置法」 平成23年12月2日に「東日本大震災から 」が交付

# 成49年12月までの25年間) 「復興特別所得税」(平成25年1月から平

れることになりました(表2参照) 所得税額の2・1%を上乗せして徴収さ 「復興特別住民税」(平成26年6月から10

収されることになっています 住民税に一律1000円を上乗せして徴

#### 表3 相続税 税率の変更

#### ■現在

最高税率は55%へ上昇することになりま

法廷相続分に基づく 取得金額	税率	控除
1000万円以下	10%	_
3000万円以下	15%	50万円
5000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
3億円以下	40%	1700万円
3億円超	50%	4700万円



#### ■平成27年1月から

法廷相続分に 取得金額		税率	控除
1000万円	以下	10%	_
3000万円	以下	15%	50万円
5000万円	以下 2	20%	200万円
1億円	以下(	30%	700万円
2億円	以下	40%	1700万円
3億円	以下	45%	2700万円
6億円	以下 5	50%	4200万円
6億円	超	55%	7200万円

#### 表4 相続税の改正

	現在	平成27年1月から
基礎控除	5000万円+1000万円×法定人数	3000万円+600万円×法定人数
最高税率	50%	55%
未成年者控除	20歳に達するまでの年数×6万円	20歳に達するまでの年数×10万円
障害者控除	85歳に達するまでの年数×6万円 *特別障害者は12万円	85歳に達するまでの年数×10万円 *特別障害者は20万円
小規模宅地等の 特例の限度面積 (土地評価額)	・居住用240㎡(80%減額) ・事業用400㎡(80%減額) ・貸付用200㎡(50%減額) ・複数用途の宅地がある場合、限度面積を 調整 居住用と事業用の併用は400㎡まで (80%減額)	・居住用330㎡(80%減額) ・事業用400㎡(80%減額) ・貸付用200㎡(50%減額) ・居住用と事業用については完全併用可 (最大730㎡)、但し、貸付用の宅地が ある場合は限度面積を調整(80%減額)

は現行どおりとなっています(表3参照)。

す。ただし、2億円以下の課税額について

「基礎控除額の縮小」(平成27年1月から)

基礎控除額が、

現行の「5000万円+

は増えることが想定されます(表4参照)。 万円+600万円×法定相続人数」に下がる 1000万円×法定相続人数」から、「3000 これにより、課税対象者

#### 適用要件:親名義の二世帯住宅を子が相続する場合

上世帯住宅の内部で行き来ができず、親と子の居住スペ がつながっていない場合、同居していたとはいえず、小規模 現在 住宅特例の適用が受けられない。 親との同居の条件において「居住スペースがつながっている 平成27年 こと」という条件が撤廃される。小規模住宅特例の適用が受 1月から けられる。

宅地 可能となります(前ページ掲載の表4参照) 最大で730㎡まで、 拡大されます。 評価額8%減額の面積が、 同50%を、 っていますが、 適用要件の緩和 (貸付事業を除く) それぞれ減額できる仕組みにな また、 新制度では、 居住用宅地と事業用 評価額の の併用については、 上限330㎡に 居住用宅地の 80%減額が

用面積の拡大に加えて、 件が必要となっています。 では、子は相続開始前から れます。以下に、その内容を記載します。 しつつ居住を継続するなど、 かつ相続税の申告期限までその敷地を所 〈親名義の二世帯住宅を子が相続する場合〉 親の自宅敷地を子が相続する場合、 適用要件も緩和 新制度では、 「親と同居」 さまざまな要 し、 現 適

#### 完全分離の二世帯住宅もOK

(貸し

アパートの敷地)などを子が相続する場合

地(店舗の敷地)、貸付事業用宅地

適用限度面積の引き上げ

1月から)

「小規模宅地特例の要件緩和」

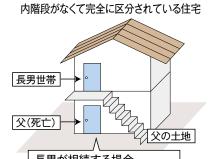
(平成27年

居住用宅地

(親の自宅敷地)、

事業用·

例:1階に父母世帯、2階に長男世帯が住んでいて、 内階段がなくて完全に区分されている住宅



長男が相続する場合、 2013 年までは減額対象外 2014年以降は、80%減額

(老人ホーム入所後に相続発生の場合)

同80%を、 価額の80%を、

貸付事業用宅地が200㎡まで

減額できる制度です。

定の要件の下で、

土地の相続税対象額を

現行では、

居住用宅地が240

m まで評 m まで

事業用宅地が

4 0 0

成27年1月から) 敷地であっても、左表の適用要件①と② も適用できることになります(左表参照) の用に供されなくなった家屋 制 権や終身利用権を取得していないこと 老人ホームに入所したことにより、 度では、 現行の要件だった、「老人ホームの所 所有権や終身利用権を取得して 特例が適用できることとなり の要件が満たされる場合、 (空き家) 居 宷 0) 住

成29年までの間に、

その住宅に入居した場

12月31日まで延長されます

住宅取得後、

平成26年4月から平

る住宅ローン控除の適用期限が、

平成29年

支払った所得税の還付を受けることができ

満たせば入居した年から10 または増築工事をしたとき、

年間にわたり、

定の要件を

住宅ローンを利用して住宅を購入、 「住宅ローン控除の延長・限度額拡大\_

新

合の最大控除額等が拡大されることになっ

ています

(次ページ掲載の表 5参照)

新

有

#### 適用要件:老人ホーム入所後に相続発生の場合

られることとなります

(上表参照

の居住部

分が行き来できない完全分離型 新制度では特例の適用が受け

棟の2世帯住宅の場合、

被相続人と親

現在	平成27年1月から
①親が身体・精神上の理由 で介護を受ける必要があり、 老人ホームに入所した。	①親に介護が必要なため老 人ホームに入所した。
②親が老人ホームに入所 後、新たに自宅を他人の居 住などに使わせていない。	②自宅が有償、無償を問わず、貸し付けなどの用途に使われていない。
③親がいつでも帰って生活 できるよう、自宅建物の維 持管理が行われていた。	
④親や親族によって、老人 ホームの所有権・終身利用 権が取得されていない。	

(自己資金型

#### 認定低炭素住宅が加わります る措置も拡充されます。 税額控除(自己資金型)の拡充 自己資金による購入者が適用を受けられ 「認定長期優良住宅の新築等に係る所 また、

載の表6参照 合の所得税額控除(リフォーム減税)の拡充 「既存住宅に係る特定の改修工事をした場 (次ページ掲 対象住宅に

た場合の各税額控除額の合計額に対する限 充されます。 10%相当を所得税額 フリー改修工事を行った場合の工事費等の 耐震改修工事、 また、 省エネ改修工事、 これらの措置を併 から減税する措置が拡 バリア 崩

### 住宅関連

5

から)。 税の控除額が拡充されます 住宅の 取得やリフォ 1 ムに課される所 (平成26年4

#### L P S A OPICS

#### 表5 住宅ローン減税の改正

#### ■一般の住宅

居住年	平成26年3月末まで	平成26年4月* <sup>1</sup> ~ 平成29年12月
借入限度額	2000万円	4000万円
控除率	1.0%	1.0%
各年の控除限度額	20万円 <sup>*3</sup>	40万円* <sup>3</sup>
最大控除額	200万円	400万円

#### **■**長期優良住宅\*2

居住年	平成26年3月末まで	平成26年4月* <sup>1</sup> ~ 平成29年12月
借入限度額	3000万円	5000万円
控除率	1.0%	1.0%
各年の控除限度額	30万円* <sup>3</sup>	50万円* <sup>3</sup>
最大控除額	300万円	500万円

- \*1 消費税の税率が8%または10%適用である場合の金額であり、5%適用の場合 には平成26年3月末までの限度額となる。
- \*2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づく認定を受けた長期優 良住宅をいう。
- \*3 所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額については、所得税額から 控除しきれなかった部分の一定額(当該年分の所得税の課税所得金額等の5%、 最高97,500円)を限度に、翌年度分の個人住民税から控除することができます。 この場合の市区町村への申告は不要です。消費税の税率が8%または10%の適用 の場合は平成26年4月から平成29年12月までの入居は住民税の控除額の上限は 136,500円に引き上がります

また、所得税と住民税から控除しても、なお控除しきれない金額がある場合には、 給付措置を実施することが併せて予定されており、今年の夏頃に示されることに なっています。

#### ■東日本大震災の被害者等の場合

——————————————————————————————————————		
居住年	平成26年3月末まで	平成26年4月~ 平成29年12月
借入限度額	3000万円	5000万円
控除率	1.2%	1.2%
各年の控除限度額	36万円	60万円
最大控除額	360万円	600万円

\*住宅の取得の際に適用された消費税率によらず、入居時期のみによって判定する。

#### 認定長期優良住宅の新築等に係わる特例措置(自己資金型)

対象住宅	控除内容	平成26年3月末 まで	平成26年4月~ 平成29年12月
	控除対象限度額	500万円	650万円
認定長期優良住宅	控除率	10%	10%
	控除限度額	50万円	65万円
	控除対象限度額	-	650万円
認定低炭素住宅	控除率	_	10%
	控除限度額	_	65万円

照 い制度となります 額も拡充されたため、 (次ページ掲載の表7 より使い勝 手 Ò

参 ょ

より8%、

平成27年10月より10%と、

段階 食

(ローン型)

8参照) ついても拡充されます の一定割合を所得税額から控除する措置に (特定増改築等)を行った場合の 省エネ改修工事

(次ページ掲載の

自動

華取

得税の廃止

(平成26

年

4月より

### 消費税 その

他

6

「消費税

消費税は現行の5% から、 平 成 26 年 4 月

> っています 消費税 自動車重量税の軽減 消費増税に合わせて廃止されることにな 10%の施行に伴 (平成27年 軽減される。 10 月より

的に税率がアップする予定です。 など品目別の軽減措置は、 なお、

## 自動車関連

リアフリ

修

工

事

U 改

「 ン

残

各種の自動車 平成26年4月からの消費増税に合わせて

今後検討さ

れることとなっています。

とは、

日本版ISA (Indivisual Savings Accounts)

平成26年1月から導入が予定されて

「少額投資非課税制度

日

本版IS

Ā

定です。 関連税が廃止や軽減される予

毎年上 ります 課税は平成26年 所得および譲渡所得等の非課税制度です た投資ができることになります。 いる投資信託や少額上場株式等に係る配当 10%から20% 投資信託や上場株式から生じる所得 が 限 日 0 本版ISAを利用することで、 0 万円の (復興 (2014年) (特別所得税別) 非課税投資枠を より、 非 課 にな 税 使 への 在

0)

ることとなっています。 とになっています。 細 目 は、

# 今後決定され

#### A L P S T O P I C S

法人税、事業承継税、研究開発税などの様々象となります。この他にも法人関連として、今回の税制改正は、多くの種類の税が対

な改正があります。

財務省ホームページに税

メージは下記図1のとおりです。メージは下記図1のとおりです。

のでご注意ください。のものです。今後、変更されることもありますのものです。今後、変更されることもあります

し、把握しておくことが必要です。 メディアやネットなどから、適宜情報を入手ます。また、施行するまでの動きに注意し、知識をもち対応していくことが大切と思われ制改正の概要が掲載されています。正しい

#### 表7 既存住宅に係る特定の改修工事の特例措置(自己資金型)

区分	控除内容	平成26年3月末 まで	平成26年4月*1~ 平成29年12月
	工事限度額	200万円	250万円
①耐震改修工事	控除率	10%	10%
	控除限度額	20万円	25万円
②省エネ改修 工事	工事限度額	200万円 (300万円)* <sup>2</sup>	250万円 (350万円)* <sup>2</sup>
	控除率	10%	10%
	控除限度額	20万円 (30万円)* <sup>2</sup>	25万円 (35万円) <sup>*2</sup>
0.41111	工事限度額	150万円	200万円
<ul><li>③パリアフリー</li><li>改修工事</li></ul>	控除率	10%	10%
	控除限度額	15万円	20万円
①+②+③の 併用	控除限度額	40万円 (50万円)* <sup>2</sup>	70万円 (80万円)* <sup>2</sup>

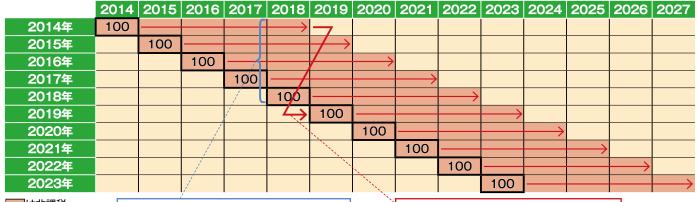
- \*1 消費税の税率が8%または10%適用である場合の金額であり、5%適用の場合には平成26年3月までの限度額となる。
- \*2 カッコ内の金額は、省エネ改修工事と併せて太陽光発電装置を設置する場合。

#### 表8 既存住宅に係る特定の改修工事の特例措置(ローン型)

控除内容	平成26年3月末 まで	平成26年4月~ 平成29年12月
工事限度額	200万円	250万円
控除率	2.0%	2.0%
リー改修工事 各年の控除限度額	4万円	5万円
借入限度額	800万円	750万円
その他の工事 控除率	1.0%	1.0%
各年の控除限度額	8万円	7.5万円
F間)	60万円	62.5万円
	工事限度額 控除率 各年の控除限度額 借入限度額 控除率 各年の控除限度額	上降内容     まで       工事限度額     200万円       控除率     2.0%       各年の控除限度額     4万円       借入限度額     800万円       控除率     1.0%       各年の控除限度額     8万円

<sup>\*</sup>消費税の税率が8%または10%適用である場合の金額であり、5%適用の場合には平成26年3月までの限度額となる。

#### 図1 日本版ISAのイメージ図



| は非課税

非課税(ISA)口座内の保有額は、各年、新規投資100万円以内、合計で500万円以内

5年経過後、100万円を上限に2019年の 非課税投資枠に移すこともできる。但し、 年間合計額500万円以内。